



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	カント徳理論の再構成と応用可能性：有徳な人の感情と人間以外の存在に対する道徳的配慮の観点から
Author(s)	清水, 颯
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第16967号
Issue Date	2026-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k16967
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99811
Type	doctoral thesis
File Information	Hayate_Shimizu_abstract.pdf, 論文内容の要旨 https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 清水 颯

学位論文題名

カント徳理論の再構成と応用可能性

——有徳な人の感情と人間以外の存在に対する道徳的配慮の観点から——

・本論文の観点と方法

本論文は、カント倫理学における徳理論を感情をめぐる観点から再構成するとともに、その理論を応用して、人間以外の存在に対する道徳的配慮の可能性を探究するものである。そのために、カントの徳理論が提示する「有徳な人」とは感情の観点からどのように特徴づけられるのか、そしてカントの徳理論は動物やロボットなどの人間以外の存在の扱いについてどのような議論を提供できるのか、という二つの問いを立てる。これらの問いに答えることによって、「カント倫理学とは、感情を抑圧して理性のみに従う単なる理性主義の義務論であり、かつ理性的存在者である人間に関する倫理しか提供できない」とする従来の見解に異議を唱えている。本論文は、これまであまり重視されてこなかった『道徳の形而上学』第二部（以下「徳論」と表記）を主要なテキストとして、徳と感情に関するカントの様々な考察に光を当て、それによって固定化されたカント像を見直し、より豊かなカント倫理学の理解と応用可能性の再評価を行っている。

・本論文の内容

本論文は二部構成で、第一部は全三章、第二部は全二章からなる。

第一部は、カントの徳理論における「有徳な人」と感情の問題を扱う。そこでは、次の三つの問いが立てられる。(1) 有徳な人はいかにして自分の感情を適切に支配しているのか、(2) 有徳な人はなぜ義務遂行に際して快を伴う肯定的な感情の状態を実現できるのか、(3) 有徳な人は他者の感情や幸福に関心をもち、それに配慮すべきなのか。これらの問いが、それぞれ第一章から第三章で扱われる。端的に言えば、カントの徳理論が描く有徳な人は、自己の感情（幸福）および他者の感情（幸福）をどのように扱っているのか、という問いへの回答を試みている。

これまでは、カント倫理学が理性のみを重視する義務論であるという一般的見解に従って、カント倫理学には感情に関する豊かな洞察が欠けているとみなされることが一般的であった。しかし、本論文が明らかにするのは、第一に、カントはただ理性によって感情を抑えつけて、嫌々ながら義務を遂行すべきだと考えていたわけではないという点であり、第二に、むしろ他者の感情や幸福に対して無関心であってはならないと考えていたという点である。たしかに、カントが描く有徳な人は理性によって感情を支配できると想定されているが、その支配の在り方は単なる一方的な感情の抑圧ではない。むしろ、自己の状態を感情的にも充足させることや、周りの他者の感情に配慮することを重視している。

第一章では、カントの徳の概念を「強さ」「理性による感情の支配」「ハビトゥス」という観点から特徴づけることで、「徳」とは理性による感情の自己支配の状態を適切に維持する力であるというカントの徳の定義を確認する。第二章では、カントにとっての有徳な人は、感情を抑えて嫌々義務に従う陰鬱な状態にあるのではなく、快活な心で義務を果たし、そこには快が伴う肯定的な感情が結びついていることが示される。そして、その肯定的な感情的状態を可能にする構造として「理性的感情」に焦点を当て、そこには単に理性が感情を支配するという二元論的な統制モデルでは説明できない、より複雑な感情との関連があることが示される。第三章では、他者の幸福を促進する義務に焦点が当てられる。カントが他者に対する徳の義務として位置づける「愛の義務」とは何をする義務なのかを明らかにした上で、愛の義務の遂行のためには、それぞれの他者の主観的な幸福観に基づいた配慮を構想する必要がある、そのためには、共感能力を陶冶し発揮

する義務があることが示される。最後に、愛の義務による積極的な関与を制限する「尊敬の義務」は、愛の義務を補完する義務であると位置づけ、カントが描く有徳な人は他者の自己尊重の感情を守りながら幸福を促進することを目指して行為を選択すべき義務があると論じる。

第二部では、カントの徳理論が展開する徳の義務を焦点として、私たちには人間以外の存在に対する道徳的配慮が要求されているのか、もしそうであるなら、どのような配慮が要求されるのか、という問題を検討している。実際に、自己や他者の感情をめぐる徳の義務のアイデアは、現代活発に議論されている動物倫理やロボット倫理の文脈でも参照されている。典型的なカント理解のもとでは、非理性的存在者、たとえば動物やロボットなどは道徳的行為者ではないため、道徳的配慮の対象ではない（目的それ自体ではない）とみなされるが、カントの徳理論では、人間以外の存在への扱いが自己の道徳感情に影響を与えること、他者の幸福を促進することは徳の義務であることが論じられている。ここから、「動物への配慮」や「ロボットへの配慮」を求める倫理規範を構築することが可能であると考えられる。こうして本論文は、理性主義の義務論者カントという従来の一面的な理解を塗り替えることを試みている。

第四章では、『道徳形而上学の基礎づけ』における定言命法の体系に依拠する限り、動物に対する直接的義務を正当化することは困難であるということを描いたうえで、動物に対する道徳的配慮の根拠として、「徳論」における「徳の義務」の議論が参照されてきた点に注目している。具体的には、カントの「間接義務」と、Müller (2022) *Kantianism for animals*（動物のためのカント主義）を取り上げることによって、徳の義務の実質的な内容から、私たちは人間以外の存在に対しても、道徳的に配慮する仕方に関与しなければならないということを明らかにしている。第五章では、ロボットが道徳的配慮の対象となりうる根拠として、カントの徳の義務が有用であるかを検討している。従来、動物倫理において援用されるカントの間接義務論をロボットにも適用する議論が行われてきたが、本論文ではその限界が指摘される。そして、カントの徳の義務のアイデアは、人間とロボットとの関係性を否定するのではなく、むしろそれを尊重する義務を要求するということが示される。ロボットとの関係が当人にとって有意義な幸福に資する場合には、その幸福観に基づいて、その関係を尊重し配慮する義務が成立しうるのである。このアプローチの強みは、ロボットを「ただのモノ」とみなす立場に対しても、他者の幸福を目的として採用するという徳の義務を根拠に、実践的に説得力ある規範的枠組みを提供できる点にある。こうして、人間とロボットの関係性を倫理的に考察する上で、カントの徳理論は新たな論拠を提示しうるということが論じられている。